

## 第3章 字体・字形に関するQ&A

本章のQ&Aでは、漢字の字体・字形に関する様々な質問に対して、常用漢字表の「字体についての解説」の考え方と第1，2章の内容に基づき回答しています。このQ&Aを読めば、字体・字形に関する基本的な考え方と具体的な取扱いについての大体が理解できるようにすることを目指して作成したものです。

問いの番号(QO)の後には、その要点を簡単に示しました。質問に対しては、まず「A」で簡潔に回答し、その後で、説明を加えています。

また、ほかに関係する問いがある場合には「(→QO)」のように、指針の別の章に関連事項がある場合には説明の末尾に「⇒**参照** O章O[P.O]」のように、それぞれ注記しています。

### 1 基本的な事項に関する問い

#### (1) 手書き文字の字形と印刷文字の字形について

##### Q1 手書き文字と印刷文字の字形の違い①

学校で教わった漢字の形と新聞や本で見る漢字の形が違っていることがあります。どちらが正しいのですか。

**A** それぞれ正しい形です。学校で教わった手書きの文字の形と印刷された文字の形には、表し方にそれぞれ独自の特徴や習慣があるため、違いが見られることがあるのです。

学校では、手書き(筆写)の楷書を中心に学びます。楷書は、文字を崩さず、一点一画をきちんと書く書き方です。小学校の教科書では、主に教科書体と呼ばれる印刷文字が使われていますが、教科書体は児童生徒が漢字を書くときの参考になるよう、基本的に手書きの楷書の習慣に倣って作られています。

永糸 (手書きの楷書)      永糸 (教科書体)

一方、ほとんどの新聞や書籍では、明朝体という印刷文字が使われています。縦の線(縦画)を太く、横の線(横画)を細く表現し、横画のとめ(終筆)には、ウロコなどと呼ばれるはね上げたような三角形の形が付きます。明朝体は、今日の日本で、最も多く使われている印刷文字であり、この指針の文字も主に明朝体を使っています。

永糸 (明朝体)      十

縦画を太く、横画を細く表現

ウロコ

印刷が始まったばかりの頃には、木の板に文字を彫り、それを基に印刷物が刷られていました。この板を「木版」と言います。当初、木版は手書きの楷書の形で彫られていましたが、微妙な曲線などを再現するには時間が掛かりました。スピードと効率追求された結果、より彫りやすく、分業して作業しやすい形として生まれたのが明朝体です。その後、明朝体は専ら読まれるためのものとして発展し、現在に至ります。明朝体の形と、手書き文字や手書き文字を基にして作られた教科書体などの形とが違うのはそのためです。

⇒**参照** 第2章1[P.24], 2-1[P.26], 2-2[P.30]

**Q2 手書き文字と印刷文字の字形の違い②**

手書き文字の字形と印刷文字の字形とは、一致させるべきではないでしょうか。

**A** 印刷文字は、読みやすさを重視して発展してきたものですから、その形のとおり手書きするのは難しい場合があります。それぞれの表し方の習慣を知っておくことが大切です。

手書き文字（筆写の楷書）と代表的な印刷文字である明朝体の形は、それほど極端に懸け離れているわけではありません。文字の骨組み（**字体** → **Q5**）に注目すれば、おおむね一致しています。昭和24年（1949年）の「当用漢字字体表」の「まえがき」には「この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした」とあります。戦後の国語施策では、漢字表の範囲で、両者の字体の一致を実現してきたとも言えるのです。

しかし、自然な手の動きが基本になっている手書き文字と、印刷したときの見やすさやバランスを重視した印刷文字とは、字形の細かいところではどうしても一致しない部分が出てきます。それを無理に一致させようとする、長い間用いられてきた印刷文字のデザインや手書き文字の習慣を変える必要が生じるなど、かえって問題を複雑にしてしまうおそれもあります。

そのため、当用漢字字体表でも「この表の字体は、これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある」とするなど、点画の細部に関わるような字形の問題については、手書き文字の習慣を妨げることがないように配慮されていました。

この考え方は、常用漢字表においても引き継がれています。手書きには手書きの、印刷文字には印刷文字の表し方の習慣があり、それぞれが理解されることが望まれます。特に、情報機器の普及によって、小さな子供の頃から印刷文字の字形を見ることが多くなっています。漢字を習得していく段階においても、それぞれの違い、特徴についての分かりやすい説明など、新たな対応策が必要になる可能性があります。

⇒**参照** 第2章1[P.24], 2-1[P.26], 2-2[P.30]

**Q3 多様な手書き字形を認めるのは、漢字の文化の軽視ではないか**

それぞれの漢字を手書きする際に、様々な字形を認めることは、漢字の文化をないがしろにし、壊してしまうことにつながりませんか。

**A** 手書き文字の字形に多様性を認めるのは、むしろ、漢字の文化に基づく考え方です。この指針は新しい考えを示すのではなく、本来の漢字の伝統を知ってもらおうとするものです。

現代の日本で一般的に用いられている漢字の字体は、昭和24年に内閣告示として実施された「当用漢字字体表」が示した字体に基づいています。当用漢字字体表は「漢字を使用する上の複雑さは、その数の多いことや、その読みかたの多様であることによるばかりでなく、字体の不統一や字面の複雑さにももつづくところがすくなくない」（内閣訓令制定文）ことから、字体を整理して、その標準を定めようとなりました。それまでは、骨組みが違う複数の字が、同じ漢字として用いられることがあったのを、一つの字体に統一することで、漢字を使用す

る上での複雑さを解消しようとしたのです。ただし、その一方で、手書きの楷書における伝統的な書き方や字形の多様性を尊重しました。統一された字体を用いる際の「使用上の注意事項」には「この表の字体は、これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。そのおもな例は、次のとおりである。」とし、次の（1）～（6）を示しています。

(1) 長短に関する例	雨 雨 商 商 戸 戸 無 無
(2) 方向に関する例	風 風 比 比 仰 仰
(3) 曲直に関する例	系 系 年 年
(4) つけるかはなすかに関する例	了 了 手 手 空 空
(5) とめるかはらうか、とめるかはねるか、に関する例	又 又 文 文 月 月 果 果
(6) その他	奥 奥 隊 隊 公 公 角 角 骨 骨 木 木 来 来 牛 牛 糸 糸 北 北 女 女 人 人 入 入 令 令

この注意事項が示す手書きの楷書の習慣として認められている字形の中には、現代において問題にされることもある、次のようなものが含まれています。（→Q38, 39, 41, 60, 70, 73, 75）

## 木 牛 糸 果 比 角 空 戸

例えば、手書きの楷書では、伝統的に、一つの字の中で右はらいの表現は一つにする、狭いところでは右はらいはせずとめるように書く、また、横画が複数ある場合には、長さをおおよそそろえて、そのうちの一つだけを長く書くなどの習慣によって、様々な字形が書かれてきました。しかし、現在、そのような楷書における書きやすさや造形美に基づいた書き方までが、誤りであるとみなされる場合があります。

手書きの字形において、一つだけの正しい字形があるという考え方は、むしろ、近年になって生まれてきたものであり、漢字の伝統や文化からすれば、同じ骨組みの中でいろいろな字形が生じるのは、自然なことなのです。

→**参照** 第1章1[P.5], 第2章1[P.24]

### Q4 表外漢字の扱い

この指針に書いてあることは、常用漢字表にはない漢字についても当てはまると考えていいのでしょうか。

**A** 手書き文字と印刷文字との関係や、共通する形については、同じ考え方ができる場合があります。手掛かりとして参考にしてください。

この指針は常用漢字表が示す通用字体（通用字体 →Q7）の範囲を対象としていますが、その考え方は、常用漢字表にない漢字（表外漢字）を書く場合にも手掛かりになります。

第2章「明朝体と手書き（筆写）の楷書との関係」では、常用漢字表で掲げている印刷字

体を具体的に示し、形の上で共通する部分を持っている漢字ごとに、それらを手書きするときのいろいろな書き方について説明しています。形の上で共通する部分を持つ表外漢字を書く場合にも、この説明が参考にできます。

⇒**参照** 第1章4(1)[P.14]

## (2) 字体、字形、書体、字種などの用語について

### Q5 「字体」、「字形」とは

漢字の「字体」、「字形」とは、それぞれ、どのようなもので、両者にはどのような違いがあるのですか。常用漢字表の考え方を説明してください。

**A** 文字を文字として成り立たせている骨組みが字体です。それを実際に文字として記したときの形状を字形と言います。同じ字体に基づいて書かれても、実際に現れる字形は様々です。

100人の人が同じ漢字を手書きすると、書く人それぞれの癖や筆勢などにより、100通りの形が出現します。例えば、「学」と書くとき、上の三つの点を打つ位置は人により少しずつ違います。また、4画目と5画目をしっかり付けて書く人もいれば、少し離して書く人もいるでしょう。筆で書くか鉛筆を使うかでも、形は変わってきます。印刷した場合も、横画のとめ（終筆）にウロコ（→Q1）という飾りが付く明朝体と、全ての線が均一に近い太さにデザインされたゴシック体では、かなり印象が異なります。これら一つ一つの字の形が「字形」です。字形は、手書きされた文字の数だけ、印刷文字の種類だけ、存在するとも言えるでしょう。

しかし、ボールペンでさっとメモ書きされた「学」も、明朝体で黒々と印字された「学」も、同じ字として認識されます。それぞれの形（字形）に違いがあっても、同じ漢字であると読み取れるのは、それら全ての形に、同じ骨組みが共通して備わっているからなのです。これが常用漢字表の考え方で、この骨組みのことを「字体」と呼んでいます。骨組み＝字体に肉付けされ、具体的に目に見えるように表されたものが字形であり、例えば、「学」の上の三つの点の位置が多少違っていても（字形が違っていても）この字であると読み取れるのは、骨組みは崩れていない（同じ字体を備えている）とみなされるからです。

ただし、もし、「学」の上の点を一つしか書かなかつたら、「字」という形になってしまいます。「学」と「字」とは、字形が似ていますが、字体を異にする、別の意味、別の読み方を持った漢字です。

言い換えれば、様々に肉付けされながらも同じ文字とみなすことができる無数の字の形それぞれから抜き出せる、形の上での共通した特徴がその文字の「骨組み」＝「字体」です。字体は、その字であることを満たす上での形状に関する条件であり、実際に目に見える具体的な文字の形（字形）を背後で支えているものとも言えるでしょう。このような性質から、字体は抽象的な概念である、と言われることもあります。

字体は、文字を見分け判別する際の基準であり、書かれた又は印刷された字形が、文字として社会的に通用するかどうかの基準ともなりますから、同じ漢字を用いる社会全体で共有されていることが望ましいと考えられます。情報を伝える人と受け取る人とが同じ字体を共有していれば、情報の伝達は円滑に行われます。書き手の個性や、字のうまさ、筆記用具などにより、字形は千差万別であっても、字体が共有されていれば情報交換が可能です。

⇒**参照** 第1章2[P.7]

### Q6 「字種」とは

常用漢字表の「表の見方及び使い方」には「字種2136字を掲げ」とありますが、この「字種」とはどのようなことでしょうか。

- A 同じ読み方、同じ意味で使われる漢字の集まり（グループ）を指す常用漢字表の用語です。「種」と言っても、漢字、平仮名、片仮名といった意味ではありません。

「桜」は古くは「櫻」と書かれました。どちらも、訓読みでは「さくら」、音読みでは「オウ」と読まれ、同じ植物を指して使われる漢字です。この「桜」と「櫻」のような関係と同じ字種である、と言います。同様のものに「国」と「國」、「学」と「學」、「竜」と「龍」などがあります。また、「島」という字は「嶋」、「寫」、「嶼」などと書かれることもありました。これらは、語句や文章を書き表す際に、文脈や用途によっては相互に入替えが可能なものとして用いられてきました。

一般的には、「桜」と「櫻」は同じ字だ。」などと言い、わざわざ「字種」という言葉が持ち出されることは少ないでしょう。しかし、常用漢字表では、字体（→Q5）の異なりに着目した場合には、「桜」と「櫻」とを別の字として扱うので、「字」と「字種」という用語が使い分けられています。

現在、ふだんは、「桜」、「国」、「学」、「竜」、「島」のように、常用漢字として採用されている字の方が用いられることが多いものの、旧字体とも呼ばれる「櫻」、「國」、「學」、「龍」や「嶋」、「寫」などの方も、人の名前や団体名に用いられったり、各種専門分野で使われたりする場合があります。

⇒**参照** 第1章2[P.8]

### Q7 「通用字体」とは

常用漢字表の「通用字体」とは、どのようなものですか。

- A 現在、社会で最も広く使われていて、今後も使われることが望まれる字体であるとともに、常用漢字表が採用している字体のことを言います。

通用字体は、一般の社会生活において現代の国語を書き表す際に最も広く用いられている字体、そして、今後とも広く用いられていくことが望まれる字体と位置付け、常用漢字表がそれぞれの字種を示すに当たって採用し、漢字を使用する際に用いる字体の目安としているものです。

戦後すぐ、当用漢字字体表が作成された際には、漢字を読みやすく書きやすいものにするために、点画を整理したり略体を採用したりし、印刷字体と手書きの字体をできるだけ近づけようと考えられました（→Q2）。新字体などとも言われたこの字体は、次第に社会に受け入れられ定着し、昭和56年（1981年）の常用漢字表にも受け継がれ、通用字体と呼ばれるようになりました。

しかし、常用漢字表以外の漢字（表外漢字 →Q4）の字体については、長く取決めがなかったため、次第に、書籍に用いられる字体と情報機器に搭載された文字の字体とが食い違うなどの混乱が生じるようになります。その状況を解決するために、当時の国語審議会は、社会で用いられている印刷文字において、それぞれの表外漢字がどのような字体で用いられて

いるのかを広く調査した上で、平成12年（2000年）に「表外漢字字体表」を答申します。これは、表外漢字における印刷文字の標準字体を定めたもので、実態の調査に基づき、当用漢字以前に使われていた字体（いわゆる康熙字典体 → Q8）が主に選ばれました。

平成22年（2010年）に常用漢字表が改定された際にも、新しく追加された字種には、原則として「表外漢字字体表」の印刷標準字体が採用されました。このときにも、改めて実際の印刷文字の使用状況について広く調査を行い、主に表外漢字字体表の字体が世の中で用いられていることが確かめられました。形だけ見ると、既に常用漢字表に入っていた字と追加された字とで異なっている部分がありますが、「社会生活において最も広く用いられている字体」という意味では、こちらも通用字体と呼ぶのにふさわしいと考えます。

なお、Q5で説明したとおり、本来、字体は具体的に書き表すことができません。そのため、常用漢字表は、便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて、「印刷文字における現代の通用字体」を示しています。常用漢字表で採用した字体が、それを具現化した明朝体のうちの一種を例にして示されている、ということです。

⇒**参照** 第1章2[P.9]

### Q8 「いわゆる康熙字典体」とは

常用漢字表に示されている「いわゆる康熙字典体」とは、どのようなものですか。旧字体とは違うのですか。

**A** 中国の「康熙字典」で用いられている字体で、日本では、おおむねこれに基づいて活字を作っていました。旧字体とも言われますが、康熙字典体ではない旧字体もあります。

「康熙字典」とは、18世紀の初めに清の康熙帝の勅命によって編纂された漢字字典で、5万弱の文字が214の部首に分類され収められています。「康熙字典」が刊行された後は、そこに掲げられた漢字の字体・字形が活字を作る際の規範となり、日本でも戦前の明朝体活字の設計はおおむねこれによっていました。

その後、昭和24年に、字体の簡易化や統合を図った「当用漢字字体表」が内閣告示として公布されて以降、現在の常用漢字表に掲げられた字体が現代の社会生活における目安として通用しています。

常用漢字表では、「明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すため」（表の見方及び使い方）、362の字種で「康熙字典体」を示しています。（「弁」には3通りが示されているため、合計では364。）

例えば、Q6で「字種」について説明した際に例に挙げた「櫻」、「國」、「學」、「龍」が康熙字典体です。これらの漢字以外にも、手書きの楷書等で用いられてきた伝統的な字体・字形などが含まれると考える場合もあります。そのため、康熙字典体と旧字体とは必ずしも同じものを指すとは言えません。

また、「いわゆる康熙字典体」という言い方をしているのは、実際の「康熙字典」の見出しの字体には、同じ構成要素でも漢字によって不統一があったり（「既」、「慨」、「概」等）、明治時代以降に康熙字典体と呼び習わされてきたもののうち、そもそも「康熙字典」には載っていないもの（「塀」）や、見出しの字体とは違っているもの（「既」（「康熙字典」では俗字とされる。）、「郷」等）があったりするなどの事情によるものです。

⇒**参照** 第1章2[P.8]

### Q9 「書体」とは

常用漢字表では「書体」という用語をどのような意味で使っているのですか。

A 漢字に施される、形に関する特徴や様式の体系のことを言います。印刷文字には、明朝体、ゴシック体など、歴史的には、篆書、隷書、草書、行書、楷書などの書体があります。

文字の骨組みである字体は常に一定の形を持っているものではありません。骨組みに肉付けされ、具体的に目に見えるように表された文字の形状が字形であると述べました(→Q5)。そのように印刷されたり、手書きされたりした文字の字形は、何らかの書体に分類できます。

印刷された文字をよく見ると、それぞれの文字の形は異なっていますが、全ての文字に共通する特徴や傾向があることが分かります。パソコンなどの情報機器を使って書類を作ったりレポートを書いたりするときには、何かしらの印刷文字を用いることになるでしょう。情報機器には、明朝体、ゴシック体、教科書体など、何種類かの印刷文字が搭載されていることがあります。例えば、明朝体では、どの文字も縦画が太く、横画が細く、ゴシック体はどの文字も縦も横も同じ太さになっています。こうしたそれぞれの印刷文字に施された、一定の特徴や様式の体系が「書体」です。手書きをまねた印刷文字も開発され、新しい印刷書体として用いられることもあります。



印刷文字だけでなく、手書きだけが行われていた時代から歴史的に用いられてきた篆書、隷書、草書、行書、楷書などの体系も書体と呼ばれます。こちらも、一点一画をはっきりと書くか、連続的に省略して書くかといった特徴や様式を持っています。これらの書体を基に作られた印刷文字もあります。



以上が、常用漢字表における書体の考え方です。

⇒**参照** 第1章2[P.8]

### Q10 いわゆる康熙字典体、許容字体の扱い

常用漢字表に丸括弧 ( ) 付き、角括弧 [ ] 付きで示されている漢字は何ですか。常用漢字と同じように使ってもかまわないのでしょうか。

A 常用漢字と同じ扱いはできません。丸括弧は「康熙字典体」、角括弧は印刷文字における「許容字体」を示しています。意味合いが異なるため、違う形の括弧を使っています。

丸括弧付きで示されているのは「いわゆる康熙字典体」です。(→Q8) これは、常用漢字表が採用している字体ではありません。「明治以来行われてきた活字の字体とのつながり」を示すために参考として添えたもの」なので、著しい差異のないものは省いています。

康熙字典体は、一般の社会生活において、広く用いられる字体とは言えませんが、今でも使われることがあります。常用漢字表は飽くまで現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目

安を示すものですから、それぞれの専門分野での表記習慣や、表記に関する個々人の好み・主義まで縛るものではありません。

角括弧付きで示されているのは、「許容字体」です。平成22年の常用漢字表の改定に際して、「しんにゅう」と「しょくへん」に関わる五つの文字（「遡」、「遜」、「謎」、「餌」、「餅」）については、それぞれ、「辶」、「食」を用いた字形を「許容字体」とし、「現に印刷文字として許容字体を用いている場合、通用字体である「辶／食」の字形に改める必要はない」とされています。

いわゆる康熙字典体も許容字体も、個人が用いるのは自由ですが、一般的な情報交換、特に不特定多数の人を対象とするような情報の発信等においては、固有名詞の表記を除き、通用字体を用いることが望ましいでしょう。ただし、「許容字体」が示された5字を手書きする際には、手書きの習慣に基づいて行われるのが一般的です。（→Q77）

⇒**参照** 第2章5[P.59]

### Q11 「異体字」とは

「異体字」とは、どういうものですか。

**A** 同じ漢字として通用しても、字体が異なるものを言います。例えば、「学」と「學」はお互いに異体字の関係にあるとも、「學」は通用字体「学」の異体字であるとも言います。

常用漢字表に「異体字」という用語は出てきませんが、「異体の関係にある同字」といった表現が用いられています。これは、同じ字種（→Q6）でありながら字体の違う漢字を言う用語です。

当用漢字字体表では、字体を選定する方針の一つとして、「異体の統合」を行いました。例えば、「略」は、活字には「田」が「各」の上に来ている字体（「畧」）もありましたが、同じ字種であることから「略」に統合されました。

常用漢字表でも、この方針を引き継ぎ、原則として1字種につき1字体を採用しています。例えば、平成22年に追加された「鬱」には「鬱」という異体字がありますが、常用漢字表の通用字体としては「鬱」が採用されました。同じ字種の異体字を複数取り上げて、それぞれを常用漢字の字体として認めることはしていません。

ただし、Q8でも説明したように、「明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すために」いわゆる康熙字典体が丸括弧に入れて示されています。通用字体（「学」、「桜」）と康熙字典体（「學」、「櫻」）とは、お互いに異体字の関係にあると言えます。また、常用漢字表に採用された「学」、「桜」を標準的な字体と捉え、「學」、「櫻」を異体字と呼ぶこともあります。

⇒**参照** 第1章2[P.7]

### Q12 旧字体や略字など、異体字を使ってよいか

日常生活の中で、旧字体や略字などの異体字を使ってはいけないのですか。

**A** 個人が用いるのは自由です。ただし、不特定多数の人を対象とした意思疎通や情報交換を円滑に行うためには、通用字体を使うことが望ましいでしょう。

常用漢字表は、現代の社会生活における漢字使用の目安であり、字体・字形に関する考え方についても同様です。日常生活において、旧字体や略字などの異体字を用いることを制限するものではありません。

例えば、祝儀袋に金額を書く際など、「万」ではなく旧字体の「萬」を用いることはよく行われます。（「康熙字典」による「萬」を示している辞書もあります。）また、「くさかんむり」を旧字体のように「𠂔」と書いたり、行書にも見られるように「𠂔」と書いたりした字が見られることがあります。さらに、「門」や「もんがまえ」を「𠂔」,「第」を「𠂔」,「曜」を「𠂔」と書くような略字も、日常的に用いられてきました。

ただし、誰かに何かを伝えようとする場合には、異体字が、相手には理解されないということも起こり得ます。常用漢字表は、人々が円滑に意思疎通や情報交換ができるように使用する漢字の範囲とその音訓、字体を定めたものですから、情報の伝達という観点からすると、常用漢字表が示す通用字体（→Q7）を用いた方が効果的です。特に、不特定多数の人々を対象とする文書では、旧字体や略字などの異体字を用いることはせずに、常用漢字表の通用字体を使用することが望ましいでしょう。公用文、教育の現場や、新聞、放送などマスコミ関係では、通用字体の使用が原則とされています。

### Q13 フォントと書体は同じか

パソコンやタブレット端末などの情報機器には、「フォント」と書いてあるところに「明朝体」、「ゴシック体」といった書体が出てきます。フォントは書体のことだと考えてよいのですか。

**A** 本来は別の意味の言葉ですが、一般的には同じように使っても差し支えありません。

「書体」は、文字に施された一定の特徴や様式の体系のことです。言い換えると、文字に一貫して施されているデザインの体系が書体です。

一方、「フォント」は、ある書体で統一された、一そろいの活字（情報機器に搭載されたものを含む。）のセットを指します。元々は金属の活字に使われた言葉ですが、現在は、情報機器に搭載されている電子的な文字のセットのことをフォントと呼ぶことが多くなっています。

情報機器で明朝体の書体を使うということは、その書体で統一されたフォントを使うということになります。書体と、その書体で統一されたフォントとは不可分の関係で、特に情報機器に搭載される印刷文字については、書体といってもフォントといっても、実態としては同じものを指すことがあります。

⇒**参照** 第1章2[P.8], 第2章1[P.24]

### Q14 点画が間引きされたように見える字体

パソコンや電子辞書のモニターに出てくる漢字の中に、画数が足りないものがあるような気がします。どういうことでしょうか。

**A** 情報機器の画面の解像度の制約によって、便宜的に用いられているものです。

情報機器の画面の解像度は、必ずしも高いとは限らないので、縦画や横画の多い漢字の点画を全て表現できない場合があります。そのような場合には、次に示すように便宜的に点画

を省略した字形を示すことがあります。「間引き字体」などと言われることもあります。

警(警) 襲(襲) 髮(髮) 優(優)

ワープロ用ソフトやメール用ソフト、またウェブページを表示するブラウザソフトでも、点画の略された字形が画面に表示されている場合があります。また、道路標識などにも、瞬間的にその字と認識される範囲で点画を省略している例が用いられたことがあります。もともと知っている漢字であれば、点画が抜けていても瞬間的にその字として認識されるため、ふだんはなかなか気付きません。

ただ、初めて見た字やあやふやに覚えている字では、略された点画のある画面上の文字の字形をそのまま書き写してしまうことも考えられるため、注意が必要です。

### (3) 常用漢字表「(付) 字体についての解説」について

#### Q15 字体の違いにまで及ばない字形の違い

「字体についての解説」にある「字形の異なりを字体の違いと考えなくてもよい」とは、どのような場合のことを言うのでしょうか。

A 字の形が違っていても、別の文字と見分けられなかったり紛れてしまったりすることがなく、その文字であると判別できるような場合のことを言います。

次に挙げる五つの字は、それぞれ見た目の形には違いがあるものの、全て同じ漢字であると判断されるものです。これは、それぞれの字形は違っていても、その違いが字体の違いにまでは及んでいないからです。このような場合に、「字形の異なりを字体の違いと考えなくてもよい」と言います。

空 空 空 空 空

一方、次に挙げるような形は、それぞれ字形の異なりが、字体の違いにまで及んでいると考えられるものです。上に挙げた5字に共通するのと同じ字体が確認できず、別の漢字の字体になっているものや、通常用いられる漢字の字体には該当しないものです。

空 空 空 空 空

また、「輪」と「輪」や「永」と「氷」などは、それぞれ字形が似ているものの、骨組みは異なっており、その違いから別の漢字だと判断されます。さらに、「土」と「土」、「末」と「末」のように、上下にある横画の長さが入れ替われば、別の漢字になるものがあります。これらは、字形の異なりが、字体の違いにまで及んでいる例です。

なお、「漢」や「簿」などの字において、構成要素の位置関係やバランスの異なる次のような書き方を見ることがあります。それぞれ、「漢」、「簿」であると読み取ることは可能ですが、骨組みが異なっていると考えられます。各種の試験など、正誤の判断の対象になるような場合には、このような形で書くことは避ける方が良いでしょう。

漢 簿

⇒参照 第1章2[P.7]

### Q16 明朝体以外の印刷文字の扱い

「字体についての解説」の「明朝体のデザインについて」の考え方は、明朝体以外の印刷文字についても同様に当てはまるのでしょうか。

A ゴシック体など、おおむね明朝体と同様に考えることが可能な印刷文字もあります。ただし、手書き文字を基にデザインされた印刷文字等当てはまらないものも少なくありません。

当指針では、印刷文字のうち、明朝体を取り上げて説明をしています。これは、日本の印刷物等において、明朝体が最も広く用いられてきたからです。印刷文字には、明朝体以外にも、幾つもの種類の書体があります。

その中には、手書きの楷書をはじめ、隷書体や行書体など、歴史的に形成されてきた各書体の特徴を表しているもの、いわゆる丸文字なども含んだ手書き文字を基に作られたものなど、明朝体とは別の書体や手書き文字の字形に近いような印刷文字があります。それらは、「明朝体のデザインについて」と同様に考えることが難しい場合もあるでしょう。

一方、ゴシック体など、おおむね明朝体と同様に考えることが可能な印刷文字もあります。

### Q17 いろいろな書き方の組合せ

「案」という漢字の場合、「字体についての解説」では、はねる書き方もとめる書き方もある「木」と、2画目（「ノ」）と3画目（「一」）が接する書き方も交わる書き方もある「女」の両方の形を部分として持っています。「木」と「女」それぞれに例示された二つの字形を掛け合わせると、「案」には四つのパターンが生じることとなります。そのように、部分部分の書き方を組み合わせて考えてよいのでしょうか。

A そのように考えることができます。部分部分の書き方を組み合わせて考えてください。これは、ほかの全ての漢字においても同様です。

「字体についての解説」には、次のような例示があります。

木 - 木 木      女 - 女 女

「案」の字形では、「木」と「女」それぞれに示された手書き文字の字形を組み合わせた次のような例が考えられます。

案    案    案    案

また、「案」という漢字は、ほかにも手書きの楷書ではいろいろな書き方がある構成要素を持っています。

ㇿㇿㇿ      安安安      木木木

これらの構成要素を位置関係やそのバランスが変わらない範囲で組み合わせていくと、更にいろいろな字形が生じることとなります。それらはいずれも、「案」という漢字の骨組みを備えた字形であり、誤りではないものです。加えて、同じ骨組みを持つ字形は、ここに挙げたものの組合せだけにとどまらず、点の大小や画の長短、接触の有無などを含めて考えれば、

無限にあるとも言えます。ここで取り上げた「案」に限らず、漢字の正誤を判断するような場合においては、字形には様々な幅が生じ得るということを踏まえておくといよいでしょう。

⇒**参照** 第1章2[P.7]

### Q18 特定の字種に適用されるデザイン差

印刷文字で「茨」と「恣」はデザイン差とされているのに、「恣」の場合には「次」の形だけを認め、「次」の形を認めないのはどうしてですか。

**A** 実際に使われている明朝体の字体を調査した結果、実情に即して判断されたものです。

「茨」も「恣」も、常用漢字表が平成22年に改定された際に追加された漢字です。このとき追加された漢字の字体には、その字種のうち、最も多く使われている字体を採用するという方針を採りました。実際にどのような字体が多く用いられているかを調査した結果、原則として、国語審議会が平成12年に答申した「表外漢字字体表」が示す「印刷標準字体」が用いられました。「茨」と「恣」も「印刷標準字体」が通用字体として採用されましたが、「茨」については、「くさかんむり」の下部が「次」と同じ形になっている明朝体も実際に広く使われているという状況が分かりました。一方だけを通用字体とするのでは、現実に行われている漢字使用に影響が及ぶと判断され、印刷文字としては同値とみなすこととする「特定の字種に適用されるデザイン差」とされています。

一方、「恣」については、上部が「次」の形になっている明朝体がほとんどなく、「次」の形になった印刷標準字体が広く安定して用いられているという状況が分かりました。そこで、安定した字体以外の印刷文字が新たに作られることを避けるよう、デザイン差を認めなかったのです。なお、手書きする際に「恣」を「恣」のように書くのは問題ありません。

同様に、調査の結果、それぞれ、複数の字体が広く用いられていた「牙」、「韓」、「叱」、「栃」も「特定の字種に適用されるデザイン差」の対象となっています。

⇒**参照** 第2章2-1(4)[P.29]

### Q19 手書きの楷書と印刷文字の違いが字体の違いに及ぶもの

「煎」という字の「灬」を除いた部分を、「前」という字と同じように書くと、字体の違いに及ぶというのは、どういうことでしょうか。

**A** 常用漢字表に採用された際に、印刷文字における「煎」は「煎」と別の字体として整理されました。辞書等で字体が異なるとされており、特に印刷文字では同じ字体として扱うと「前」という漢字の字体に影響するからです。

平成22年の常用漢字表の改定で追加された字種については、原則として「表外漢字字体表」(平成12年 国語審議会答申)の「印刷標準字体」が通用字体として採用されました。表外漢字字体表は印刷文字を対象とするものでしたが、「煎」と「煎」は「表外漢字だけに適用されるデザイン差」とされており、表外漢字であった時点では、どちらの字形も同じ字体とみなすという考え方を採っていました。ただし、辞書の多くは、それらの字形の違いを字体の違いとして扱っています。

平成22年にこの字種が常用漢字表に追加されることになり、通用字体として「煎」が採

用されましたが、表外漢字字体表と同様に「煎」と「煎」をデザイン差という扱いにすると、昭和56年から常用漢字として掲げられていた字種の通用字体に影響が及び、「煎」から「𪗇」を除いた形と「前」とをデザイン差とみなす必要が生じるなど、辞書等の説明と一致しないことになりかねませんでした。そこで、昭和56年からの常用漢字の通用字体に影響が及ばないよう、デザイン差という捉え方を改め、印刷文字において字体の違いに及ぶものとして、改めて整理されました。これは、多くの辞書が両者を別の字体として扱っているのを重視したからでもあります。平成22年の常用漢字表では、「筆写の楷書字形と印刷文字字形の違いが、字体の違いに及ぶもの」として次のように例示されています。（「→」は、当指針による。）

## 煎 → 煎 (煎)

手書きされた文字だけを取り出して見比べると、→を付した部分の形が違うだけです。原則として、常用漢字表では、点や短い横画の方向に違いがあっても、その字であると読み取れるのであれば、字体の違いに及ぶものとはしませんが、この場合には、印刷文字における扱いを重視し、筆写の楷書字形と同様の印刷文字の字形が通用字体と混同されないよう、「字体の違い」として扱っているわけです。「煎」と同様に、平成22年の追加字種については、特に印刷文字におけるその字体の扱いが昭和56年から常用漢字であった字種の字体に影響を及ぼさないよう手当てがなされています。

なお、「煎」と「煎」の関係が、「牙」、「韓」、「茨」、「叱」、「栃」のように「特定の字種に適用されるデザイン差」(→Q18)とされなかったのは、書籍を中心とした印刷文字における漢字の使用実態の調査の結果、ほとんど「煎」の方だけが用いられていたからでした。これは、他の追加字種についても同様です。

⇒**参照** 第2章5[P.59], 2-1(4)[P.29]

### Q20 表外漢字の書き方

「<sup>きすな</sup>絆」という字を手書きするとき、右の部分(つくり)は「半」の形にしてもよいのでしょうか。「絆」のように、常用漢字ではないものについて、書き方に迷ったらどうすればよいのでしょうか。

**A** 常用漢字表にない字(表外漢字)についても、常用漢字の字形と共通する部分については、常用漢字と同じように書ける場合があります。

当指針では、表外漢字の詳しい扱いについては言及していませんが、表外漢字を書く場合にも、常用漢字の書き方が参考にできる場合があります。(→Q4)

「絆」の印刷文字においては、右の部分の点二つが「ハ」のように下部を広げる形が標準的な字体とされています。しかし、手書きするときには、右の部分「半」と同じように書いて問題ありません。

## 半 絆(絆)

これは、歴史的な手書きの習慣とも一致する考え方です。常用漢字表にない漢字については、「絆」のように、その構成要素が常用漢字の一部をなす構成要素と共通しているものであることが分かる場合には、常用漢字と同じ字体・字形で書くことができます。

なお、印刷文字の字形のまま書いても誤りではありません。

⇒**参照** 第2章5[P.59]

## (4) 漢字の正誤の判断について

## Q21 漢字の正誤をどう判断するか

常用漢字表の考え方では、漢字が正しいか誤っているかを、どのように判断するのですか。

A 骨組みが過不足なく読み取れ、その文字であると判別できれば、誤りとはしません。

常用漢字表では、文字の形に関しては、文字がその文字特有の字体を表しているかどうか、その文字に特有の骨組みが読み取れるかどうかを漢字の正誤の判断基準としています。つまり、別の文字と見分けられなかったり、紛れてしまったりすることがなく、その文字であると判別でき、その文字としての働きをするのであれば、誤りとはしない、という考え方です。

ですから、漢字の細部のとめ、はね、はらいなどが、字体の違いに影響し、文字の判別に関わってこないのであれば、その有無によって正誤を分けることはしません。例えば、次のような漢字は、左右のどちらの字形で書かれていても誤りではありません。

公 ← 公 ←                      改      改

ただし、次に示す「未」と「末」、「土」と「士」、「干」と「于」のようなものは、字形の違いによって別の文字になってしまうもので、点画の長さやとめはねの違いなどによって、字体が異なり、字種も変わるため、正誤の問題が生じる例です。

未 ← 末 ←                      土 ← 士 ←                      干 ← 于 ←

そのほか、点画の過不足があるような場合、また、似た形でも画数が異なっているもの（「水」と「氷」等）や方向等の違いを書き分けるもの（「学」と「賞」の上部等）などが混同されて書かれたような場合には、字体が異なると判断され、正誤に関わる場合があります。

⇒参照 第1章2[P.7]

## Q22 緩やかな基準でよいのか

常用漢字表では、漢字を書く際のとめ、はね、はらいなどについて、緩やかな考え方が示されていますが、その結果、どのような書き方をしてもいいということになってしまわないでしょうか。

A どのような書き方をしてもいいということではありませんが、漢字の骨組みに影響しないような細かな違いやずれなどは、その文字の正誤に関わらないと考えています。

どのような書き方をしてもいいということではありません。常用漢字表及び当指針が示す緩やかな考え方は、主に漢字の正誤に関する判断の基準です。正誤の判断に当たっては、とめ、はね、はらい、接触などの有無がその漢字の骨組みに関わらないような場合には、誤りとしなないということをお求めているものです。

漢字の字体・字形に関する評価には、正誤以外にも「整っているか」、「美しいか」、「丁寧に書かれているか」といった観点があります。当指針は、そういった観点に基づいて指導することを改めるよう求めるものではありません。また、漢字を習得する段階では、発達の段

階に応じた配慮等から、ある字形を推奨し、細かな部分にまで注意しながら書くことが有効な場合があるでしょう。

ただし、手書きすることは、身体の動きが伴う行為ですから、丁寧に書くよう努めても、筆の勢いの表れや震えなどが生じるのは自然なことであり、いつも同じ形を再現するのは困難です。推奨されている字形がある場合にも、それとの一致を追求する結果、見本のとおりにならなくては誤りであると考えたり、漢字の骨組みに関わらないような、とめ、はね、はらいといった部分の細かな違いや、僅かなずれなどまでに着目し、それらを基準に誤った字であると評価したりするようなことはやめましょう、というのが当指針の考え方です。

⇒**参照** 第1章2[P.7]

### Q23 正しい字形をきっちりと教えるべきではないか

漢字は、正しい字形を、きっちりと教える必要があると思います。そのような考えは間違っているのでしょうか。

**A** 漢字には、一つだけの正しい形があるわけではありません。そのことを踏まえた上で、より整った、読みやすい字を書こうとする気持ちは尊重されるべきです。

漢字の「正しい字形」は、一つだけではありません。まずは、そのことを理解していただく必要があります。伝統的に漢字の字形には多様性がありました。昭和24年の当用漢字字体表で、当用漢字表の1,850字それぞれについて、その字体までは定めましたが、ある一定の字形だけを正しいと決めたわけではありません。特に、手書きの文字に関しては、おのずから多様な字形が生じるはずで

現代において、漢字を用いて文書のやり取りなどをする上では、常用漢字表に示された範囲の字体を用いておけば、正しい字として認められるというのがこの指針の考え方です。しかし、その範囲の中に収まってさえいれば、それでよい、どれも同じように評価できる、と考えるものではありません。より読みやすい字を書きたい、より好ましい字にしたいという思いは、大切にされるべきですし、それは、正誤の問題とは別に教えられることであると考えます。

⇒**参照** 第1章2[P.7]

### Q24 常用漢字表は「標準」と「許容」を決めているか

書写関係の本では、学習指導要領の字形を「標準」とした上で「許容」の書き方を示していることがあります。常用漢字表には「標準」と「許容」という考え方はないのですか。

**A** 学校教育において示される「標準」は今後とも尊重されるべきですが、常用漢字表は、手書きの文字について、伝統的な漢字の文化を踏まえ、「標準」と「許容」を決めていません。

漢字を教える際には、はっきりとしたよりどころとなる字形が求められることがあります。「改定常用漢字表」(文化審議会答申)では、常用漢字表の扱いについては、従来の漢字の教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置によることとされており、当指針についても、それは同様です。学校教育においては、児童の学習が円滑に行われるようにするため、従来、学習指導要領の学年別漢字配当表に示さ

れた漢字の字体を標準として指導が行われています。(→Q25, 26, 37)

ただし、ある一定の字形だけが「正しい字形」であるという認識については、伝統的な漢字の文化を尊重するという観点から、問題意識を持っています。手書きされる文字には、印刷文字にはない、微妙な違いが生じるのが当然です。

常用漢字表は手書きの文字について、「標準」と「許容」という考え方を採用していません。それは、歴史的に様々な字形が用いられてきたことに配慮しているからです。「標準」と「許容」という言い方で漢字の字形を扱う際にも、本来は手書きの字形に絶対的なものではなく、飽くまでも、配慮の下でそのような扱いがなされているのだということを理解していただきたいと考えています。例えば、「木」を「木」のように書くと、根が土から出てしまったり枯れてしまうから誤りであるなどと言われることがあります。これは、一定の字形を覚えるためには便利な比喻かもしれませんが、本来の字義や楷書の字形に揺れが生じた経緯とは無関係です。

なお、常用漢字表は、印刷文字に関しての「許容字体」を定めています。(→Q10)

→**参照** 第1章2[P.7]

### Q25 発達段階への配慮が必要な場合

6, 7歳くらいの子供に対しても、点画の長さやとめ、はね、接し方などが「字体についての解説」のように緩やかに幅広く認められていることを前提に教える方がいいのでしょうか。

**A** 相手の発達段階や実態に配慮すると、当指針に沿った指導が難しいことがあるでしょう。そのような場合にも、当指針の考え方をよく理解しておいていただきたいと考えます。

学校教育における漢字指導の際には、児童の学習が円滑に行われるように、従来、学習指導要領において、「学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること」とされており、当指針の考え方をそのまま学校教育に反映することを求めるものではありません。今後の漢字の指導に際しても、指導の場面や状況に応じた配慮や工夫が行われると考えられます。

学校教育では、漢字の読み書きの指導と書写の指導とが一体となって行われる場合があります。特に、小学校段階では、日常生活や学習活動に生かすことのできる書写の能力を育成するため、文字を一点一画、丁寧に書く指導なども行われており、指導の場面や状況に応じて、指導した字形に沿った評価が行われる場合もあることを十分に踏まえる必要があります。

ただし、教育関係者に、国語に関する基本的な知識として、「字体についての解説」及び当指針が説明する印刷文字と手書き文字の字体・字形に関する考え方を理解しておいていただくことは大切です。当指針は、書かれた漢字がその漢字として備えおくべき骨組みを過不足なく備えていれば、誤りとはしない、という考え方を採っています。これまで、これらの考え方が十分に社会一般に浸透していなかったため、手書きされた漢字にも特定の正しい字形がある、手書きでも印刷文字のとおりにならなくてはならないなどといった誤解が広がっています。

そのような誤解を解消していくためには、教育関係者の方々も、常用漢字表の考え方を十分に理解し、踏まえておくことが求められます。

いずれにしても、児童生徒が学習指導要領の学年別漢字配当表に示す字体を標準として漢字を習得することを通して生涯にわたる漢字学習の基礎を培い、将来の社会生活における円滑な漢字運用を身に付けていくことができるよう、教育関係者が「字体についての解説」の内容を理解するとともに、指導の場面や状況によっては、指導した字形に沿った評価が行われる必要もあることを踏まえた上で、柔軟な評価を行うことが期待されます。

⇒**参照** 第1章3(2)[P.11]

### Q26 学校のテスト等との関係

児童が漢字の書き取りテストで、教科書の字とは違うものの「字体についての解説」では認められている形の字を書いてきました。このような場合は、正答として認めるべきなのでしょうか。

A「児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること」とされています。

常用漢字表に関連する教育上の措置の一つと言える「小学校学習指導要領解説 国語編」(文部科学省 平成20年6月)では、学習指導要領の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の「2 (1) ウ (ウ)」にある「漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること」という記述について次のように解説しています。

〔注：学習指導要領の記述を指して〕は、漢字の標準的な字体の<sup>よ</sup>拠り所を示している。漢字の指導の際には、学習指導要領の「学年別漢字配当表」に示された漢字の字体を標準として指導することを示している。しかし、この「標準」とは、字体に対する一つの手がかりを示すものであり、これ以外を誤りとするものではない。児童の書く文字を評価する場合には、「常用漢字表」の「前書き」にある活字のデザイン上の差異、活字と手書きの楷書との関係なども考慮することが望ましい。

また、平成22年に常用漢字表が内閣告示として実施されるのと同時に示された、文部科学大臣政務官通知「常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校、中学校、高等学校等における漢字の指導について」(平成22年11月30日 22文科初第1255号)の「記2 学校教育での筆写(手書き字形)の取扱いについて」には、次のような記述があります。

なお、改定後の常用漢字表においても、「(付)字体についての解説」の「第1 明朝体のデザインについて」や「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」の記載があることを踏まえ、児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること。

なお、学校教育では、漢字の読み書きの指導と書写の指導とが一体となって行われる場合があります。特に、小学校段階では、日常生活や学習活動に生かすことのできる書写の能力を育成するため、文字を一点一画、丁寧に書く指導なども行われており、指導の場面や状況に応じて、指導した字形に沿った評価が行われる場合もあることを十分に踏まえる必要があります。

このため、児童生徒が学習指導要領の学年別漢字配当表に示す字体を標準として漢字を習得することを通して生涯にわたる漢字学習の基礎を培い、将来の社会生活における円滑な漢字運用を身に付けていくことができるよう、教育関係者が「字体についての解説」の内容を理解するとともに、指導の場面や状況によっては、指導した字形に沿った評価が行われる必要もあることを踏まえた上で、柔軟な評価を行うことが期待されます。

⇒**参照** 第1章3(2)[P.11], 4(2)[P.14]

**Q27 入学・採用試験等における字体・字形の扱い**

入学試験や採用試験などの漢字の書き取り問題では、どのような考え方に基づいた採点が行われるのが望ましいでしょうか。

**A 事前に採点の基準を公開しているのであれば、常用漢字表の考え方に基づいた評価が行われることを、当指針としては期待します。**

不特定多数の人を対象とする入学試験や採用試験での漢字の書き取り問題については、その採点の基準までが詳細に公開されることはまれです。採点に当たって、何をその正誤の判断の根拠としているのかは、必ずしも明確にされてはいません。

平成26年度の「国語に関する世論調査」では、常用漢字表で手書きの楷書ではどちらで書いてもよいものとして例示されているものを中心に、九つの漢字について二つずつの字形を示し、どちらを適切と考えているかを尋ねました。その結果からは、適切だと考えられている漢字の字形が、人によって違うことがあることがうかがえます。

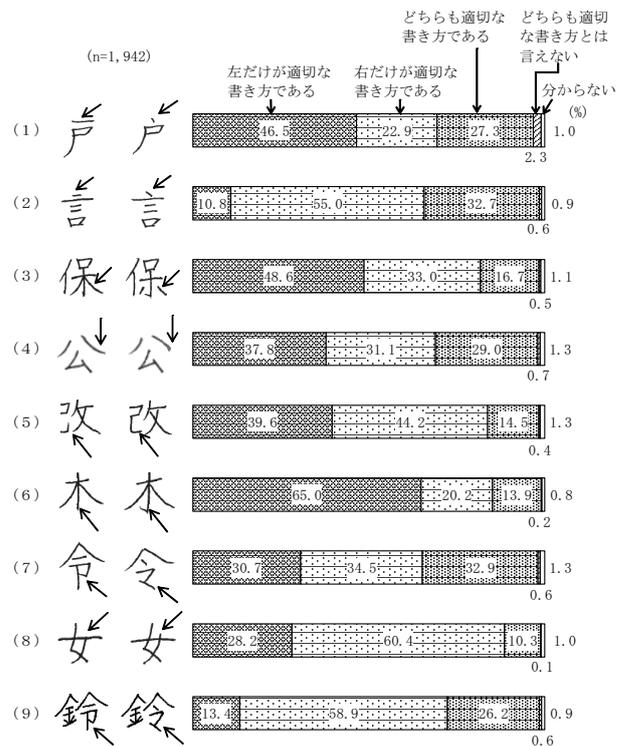
入学試験や採用試験における漢字の書き取りについては、字体・字形の扱いも含め、試験実施者の権限と責任において評価されるものです。仮に、入学試験や採用試験において、

グラフに挙げられた字形の一方だけを正解としているようなことがあれば、国が漢字使用の目安として示してきた考え方とは異なった基準で採点が行われていることになり、そのような場合には、説明を求められます。

常用漢字表は、学校教育における漢字指導については、別途の教育上の適切な措置に委ねることとしています。この、教育上の措置の一つとして、Q26でも引用した文部科学大臣政務官通知「常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校、中学校、高等学校等における漢字の指導について」（22文科初第1255号）があります。この通知を踏まえ、大学入試に関連しては、平成22年12月8日に各国公立私立大学長（大学院大学を除く）・独立行政法人大学入試センター理事長宛て文部科学大臣政務官通知「大学入学者選抜における常用漢字表の取扱いについて（通知）」（22文科高第895号）が発出されました。その「記2」には次の記述があります。

入学者選抜において、受験者が書く漢字を評価する場合には、前記通知〔注：22文科初第1255号〕記2「学校教育での筆写（手書き字形）の取扱いについて」のなお書き〔注：児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること〕を十分に踏まえ、適切に行うこと。

グラフ：どちらが適切な書き方か



不特定多数の人が受験する入学試験や採用試験については、何らかの理由により、正誤に関して特別な判断基準を必要とし、かつ、あらかじめ採点の基準を詳細に公開できるような場合を除いて、常用漢字表の「字体についての解説」及び当指針の考え方に沿った評価が行われることを期待します。

⇒**参照** 第1章3(1)[P.10](2)[P.11], 4(2)[P.14]

### Q28 手書きの習慣を印刷文字に及ぼせるか

「字体についての解説」には、「僅」、「葛」などを手書きする際には、「僅」、「葛」のように、印刷文字と違う字体で書くことがあるという説明があります。印刷文字についても、「僅」、「葛」のような字を使っていいのでしょうか。

**A** 印刷文字においては、常用漢字表に示された通用字体を用いることが望ましいでしょう。

常用漢字表に示された各字種の字体は「印刷文字における現代の通用字体」です。手書きの習慣においては、通用字体と違う字体を用いることがある漢字もありますが、その字体を印刷文字として用いることは、常用漢字表の意図するところではありません。

常用漢字表の「表の見方及び使い方」には「4 字体は文字の骨組みであるが、便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて「印刷文字における現代の通用字体」を示した。」とあります。常用漢字表に掲出された各字種の字体は、一義的には印刷文字における通用字体として用いられているものです。平成22年に追加された漢字の一部を除けば、印刷文字の字体と手書き文字の字体は一致していますが、「僅」や「葛」のように、手書きでは別の字体で書くことのある漢字については、「僅」、「葛」のような字体は、原則として手書きの際にのみ用いるものであって、それに基づいた印刷文字を作ることを勧めるものではありません。ただし、手書きの楷書を基に作られる教科書体や正楷書体などの印刷文字では、手書きの習慣のとおり「僅」、「葛」の形を採用しているものもあります。

また、情報機器によっては、明朝体においても手書きの習慣に準じた「僅」、「葛」のような形しか表示されないことがあります。このような場合にはその文字を用いることもできます。上記、「表の見方及び使い方」に「付 情報機器に搭載されている印刷文字字体の関係で、本表の通用字体とは異なる字体（通用字体の「類・賭・剥」に対する「類・賭・剥」など）を使用することは差し支えない。」とあるとおりです。

⇒**参照** 第2章5[P.59]

### Q29 行書のような書き方

例えば、急いでメモを取るときには、「口」を「」のように書いてしまうこともあります。そのような手書き文字についてはどのように考えればいいのでしょうか。

**A** 楷書の中には、行書に近い書き方をするものがあります。「口」という文字の骨組みが認められるのであれば、誤りとするのは行き過ぎでしょう。

当指針では、手書きの楷書の字形を対象としています。楷書では文字の1画1画をはっきり書く習慣がありますから、「口」を楷書で書く際には、1画ずつをはっきり書く方が望ましいでしょう。

しかし、実際の文字の運用においては、急いで書こうとするような場合など、点画が続いてしまうのは自然なことでもあります。点画が続くように書かれる文字の中には、社会生活の中で用いられることのある「行書」や「草書」などの書体によるものもあります。読む人に配慮した丁寧な書き方が望ましいことは言うまでもありませんが、次に挙げるような行書に近い書き方のものもあります。

口      口      口

上記のような行書に近い書き方の楷書においても、「口」という文字の骨組みを読み取ることができ、読み誤るおそれはありません。正誤の判断が必要になる場合にも、このような字を誤りであると考えるのは行き過ぎでしょう。

なお、メモに書かれる「口」が「○」のように見えるような場合があります。書く人自身のためのメモとして本人だけが読み取ればいい場合や、友達同士の手紙のやり取りに用いるような場合であればかまわないとも言えますが、公的な場面で、他者との情報交換に用いるのは望ましくありません。また、「○」からは「口」の骨組みは読み取りにくいいため、正誤の判断という点でも問題があると考えられます。

⇒参照 第1章2[P.7]

### Q30 いわゆる書写体（筆写体）の扱い

書道関係の本を見ると、常用漢字表の通用字体とは形の違う楷書の文字がいわゆる「書写体」（「筆写体」とも。）などとして示されていることがあります。そのような字を使うことについて、どのように考えればいいのでしょうか。

**A** 歴史的に培われてきた個々の漢字における字体や字形のバリエーションは尊重されるべきですが、一般の社会生活では、通用字体を用いることが望まれます。

このいわゆる書写体（筆写体）とは、書体（→Q9）の一つではなく、手書きの習慣における異体字（→Q11）に当たるものです。書写体（筆写体）と呼ばれる手書きの楷書の字体には、常用漢字表の通用字体とは一致しないものがあります。社会生活の中で共有される字体が安定するまでには、それぞれの字にいろいろな書き方があり、現代においても、特に芸術やデザインの分野などにおける手書きの習慣として残っている字体がそれです。例えば、次に示す右側の字のようなものが挙げられます。

遠-遠    奥-奥    酒-酒    走-走    勅-勅

上記のいわゆる書写体（筆写体）については、当指針の対象とされていませんが、このような字体を個人が用いることを制限するものではありません。ただし、情報の伝達という観点からすると、常用漢字表が示す通用字体を用いるのが効果的で、間違いがありません。このように歴史的に培われてきた個々の漢字における字体や字形のバリエーションは尊重されるべきですが、一般の社会生活における漢字使用の目安とは別の観点によるものです。正誤の判断の対象になるような場合にも、書写体（筆写体）で書くことは避ける方が良いでしょう。

**Q31 現在もよく使われる書写体（筆写体）の扱い**

「四」を「𠄎」,「西」を「𠄎」のように書いた字をよく見掛けます。このような字の正誤は、どのように判断すればよいのでしょうか。

**A** このような書き方も、いわゆる書写体（筆写体）に分類されます。日常的に使うのは問題ありませんが、正誤の判断の対象になるような場合には避けておくべき書き方でしょう。

書写体（筆写体）（→Q30）の中には、現代の日常生活においても、よく見掛けることのある書き方があり、「𠄎」,「𠄎」は、その代表的な例です。これらは、読み間違えられるようなことが考えにくいこともあり、実際に、広く用いられています。ふだん、このような書き方をういたからといって、問題にする必要はないでしょう。

ただし、字の骨組み、という観点からすると、同じ字体であるとは言い難いところがあります。例えば、手書きに用いられる「𠄎」は、「署」や「罰」の「𠄎」に、「𠄎」は「票」や「要」などの「𠄎」に似た形になりますが、「署」や「票」の上の部分「𠄎」や「西」のように書くことはありません。「四」と「𠄎」,「西」と「𠄎」は、字体としては、別のものであると考えるのが適当です。

したがって、正誤の判断の対象になるような場合には、「𠄎」,「𠄎」という形で書くことは避ける方が良いでしょう。また、公的機関等の窓口業務においても、これらの書き方は「四」,「西」とは区別されています。（→Q34）

**Q32 名前などに使われる異体字の扱い**

「高橋」さんには「高」という字を使う人がいます。また、「崎」の代わりに「崎」,「達」の代わりに「達」,「辺」の代わりに「邊」又は「邊」などと書く人もいます。このような字についてはどのように考えればよいのでしょうか。

**A** 人の名前などに用いられる異体字は、原則として固有名詞に限って用いられるものです。それ以外のところで用いると、誤った字であるとみなされることもあります。

人名や地名などに用いられる漢字の字体には、常用漢字表の通用字体とは一致しないものがあります。人の姓名に用いられる漢字の字体は、個々人の思い入れや愛着が向けられるものであり、尊重されるべきでしょう。

ただし、一般の語を書き表す際に用いる漢字については、情報の伝達という観点からすると、常用漢字表が示す通用字体を用いるのが効果的です。また、正誤の判断の対象となるような場合には、字体の異なる漢字（異体字 →Q11）を用いるのは、避けた方が良いでしょう。常用漢字表の考え方では、「吉」と「吉」は同字体として扱われますが、「高」と「高」,「崎」と「崎」,「達」と「達」,「辺」と「邊」又は「邊」などは異体字とみなされます。

なお、差し支えのない場合には、人名や地名といった固有名詞についても、常用漢字表の通用字体を用いて書くことができます。固有の字体を用いることが難しいようなときだけでなく、広く不特定多数の人に情報を伝えるべきときなど、必要に応じて、常用漢字表の通用字体を使う場合があるということも、社会全体で共通に理解されることが望まれます。

⇒**参照** 第1章2[P.7]

**Q33 印刷文字のとおりに手書きしないといけないのか**

ある窓口で書類に自分の氏名を記入したところ、印刷された明朝体の文字を示されて、その形のとおり書き直すように言われました。印刷文字のとおり書かなくてはいけないのでしょうか。

**A** 同じ漢字であっても、手書きの文字と印刷文字との間には、形の違いが現れることがあります。本来は、手書きの文字を印刷文字の字形のとおり書く必要はありません。

明朝体に代表される印刷文字は、手書き文字と別々に発展してきました。明朝体は、読まれることを目的として発展してきた書体であり、手書き文字の字形とは異なった印刷文字特有のデザインが施されている場合があります。(→Q1) 微細な違いには気付かないことも多く、ふだんは余り問題にならないのですが、見た目に比較的大きな違いがある「令」、「心」等の漢字については、どちらかが正しいといった意識につながりやすく、窓口などで問題にされることもあるようです。

印刷が始まった頃は、木の板(版木)に文字を彫って版を作っていました。これを「木版印刷」と言います。当初は手書きの楷書に倣った字を版木に彫っていましたが、筆で書かれた端正な楷書体を版木に再現するには手間と時間が掛かりました。印刷物が量産されるようになると、手間と時間を省くために、曲線などをなるべく少なくした直線的で彫りやすい文字で版が作られるようになります。また、彫りの分業が可能になるように、微妙な角度を付けた点画をなるべく少なくし、縦画と横画とを直角に交差させるとともに、正方形に収まる形にするような単純化が図られました。さらに、縦画は太く横画は細くし、横画の終筆部分には三角形のウロコとよばれる形を付けるなど、次第に手書きの楷書の形から離れ、読まれることに特化したデザインとして、現在の明朝体に近づいていったのです。

したがって、同じ文字であっても、手書きの楷書と明朝体とでは、その表し方にそれぞれの習慣があり、字形に違いが生じる場合があります。手書きの字形と印刷文字の字形の違いは、表し方の習慣の違いであり、どちらかにそろえる必要はありません。

⇒**参照** 第1章2[P.7], 第2章1[P.24]

**Q34 窓口で問題になることの多い漢字**

手書き文字と印刷文字の違いに関して、窓口などでよく問題になる漢字があったら教えてください。

**A** 窓口担当者を対象とした調査で、「衣」、「家」、「子」、「心」、「八」、「保」、「北」、「令」、「鈴」などのほか、次ページの表に挙げた常用漢字が特に問題になりやすいことが分かりました。

窓口で提出される書類は楷書で手書きされることが多く、印刷文字になったものとは、字形が異なる場合があります。窓口を訪れる人が印刷文字になった自分の名前を見て、「この字は私の字とは違う。」と訴えたり、一方、窓口で勤務する人が提出された手書きの字を見て、戸籍や住民基本台帳にあらかじめ記載された印刷文字や手書き文字の字形のとおり書き直すよう指示したりすることもあるようです。

全国68か所の市役所、区役所等で窓口業務を担当している方を対象に行った調査では、常用漢字のうち、アンケートにあらかじめ示した「衣」、「家」、「子」、「心」、「八」、「保」、「北」、

「令」、「鈴」などのほか、下の表に示す漢字の書き方がよく問題になることが分かりました。ここに挙げた手書き文字の字形の例は、どれも誤りと言えるものではなく、原則として、いずれも左に示した明朝体と同じものとみなされます。

明朝体の例	手書き文字の字形の例	問題になることのある点
言	言 言 言	1画目の点の方向に関する点、など。
均	均 均	勺の中の1画目は、横画か、斜めの点か、など。
麗	麗 麗	上部の点を縦に打つか、斜めに打つか、など。
真	真 真	2画目が垂直に下りるか、左下方向に斜めに下りるか、など。
直	直 直	2画目が垂直に下りるか、左下方向に斜めに下りるか、など。
美	美 美	6画目と7画目の長短に関する点、など。
幸	幸 幸 幸	6画目と7画目の長短に関する点、など。
奏	奏 奏	下部が「天」か「夭」か、など。
邦	邦 邦	左部分の横画の方向に関する点、など。
西	西 西	5画目の終筆をはねるか、はねないか、など。なお、「𠂔」のような書き方が手書きの習慣として見られることがあるが、窓口業務等においては、俗字として「西」と使い分ける場合があるほか、「要」などの「𠂔」と混同されないよう注意が必要である。
花	花 花	「匕」の横画が「し」と接触するだけか、突き抜けるか、など。辞書等によっては、突き抜ける字を旧字体とするものもある。
久久	久	3画目の始筆が2画目の上部に付くか、途中に付くか、など。
松	松	「公」の筆押さえの表現に関する点、など。
牙	牙 牙	「芽」の下の部分のように5画で書いてよいか、など。
塚	塚	最後の2画が接触する位置に関する点、他の字体との関係、など。

このほか、アンケートでは表外漢字やいわゆる康熙字典体も挙げられました。当指針では取り上げていませんが、常用漢字表の通用字体と同じ構成要素を持つ漢字については、参考にできる場合があります。

例外として、問題になることがあるものとして最も多く指摘された、「龍」(「竜」のいわゆる康熙字典体)について説明します。特に、下に示すような1画目の字形差(縦画(左)か、横画(右)か。)に関するものです。



常用漢字表の通用字体以外で子の名に使用することができる漢字の集合を示した「人名用漢字別表」(戸籍法施行規則別表第2 漢字の表)に掲げられた「龍」の明朝体の1画目は、上の右の例のような短い横画になっており、このことが窓口で問題にされることがあります。辞書によっては、両者を別の字体とするものもありますが、常用漢字表では「竜」のいわゆる康熙字典体として、昭和56年には横画型、平成22年には縦画型の明朝体が掲げられて

います。つまり、この違いは活字のデザイン差であり、両者は同じ字体であるというのが常用漢字表の考え方です。手で書く際には、どちらの書き方をしてもかまいません。

→**参照** 第1章3(3)[P.13], 4(2)[P.14]

## (5) 漢字の正誤の判断基準と「整い方」、「丁寧さ」、「美しさ」、「巧みさ」などの観点について

### Q35 整っていない字を、正しいと言えるのか

漢字のテストなどで、整っているとは言い難い読みにくい字で書かれていても、誤りではないと言えるのでしょうか。

**A** 文字の整い方は、原則として、正誤の判断とは別の評価です。評価対象の字形が読みにくいとしても、その漢字の骨組みが認められるのであれば、誤りとは言えないでしょう。

漢字の正誤は、その漢字の骨組みが読み取れるか読み取れないかという、客観的な観点に基づいて判断されるものです。

手書きされた文字が整っているかどうかという評価は、評価する人の個人的な感覚や情緒によって変わることがあります。また、「整っている」、「やや整っている」、「やや乱れている」、「乱れている」といった段階的な評価や、「こちらの方が整っている。でも、あちらの方がもっと整っている。」といった相対的な評価になる場合もあります。同様の観点によるものとして、丁寧であるか、美しいか、巧みであるかなどの評価も挙げられるでしょう。これはいずれも、字体が読み取れるか否かのどちらかに振り分ける正誤の判断とは、別の次元の評価であると考えられます。

書かれた漢字の正誤を判断する際には、字形の整い方が十分でなく、丁寧に書かれていない場合にも、あるいは、美しさに欠け稚拙に書かれている場合にも、その文字がその文字の字体の枠組み内にあり、備えておくべき骨組みを過不足なく持っていると読み取れるのであれば、誤っているという評価はできないでしょう。

ただし、書かれた文字の字形が整っていない場合、その度合いによっては、ある線を境に漢字の骨組みが読み取れなくなることがあるかもしれません。そのような場合には、誤った漢字として判断されるおそれがありますから、注意が必要です。

→**参照** 第1章2[P.7]

### Q36 どのような字形で書いてもいいのか

雑に書かれている字や十分に整っていない字であっても、字体が読み取れさえすれば誤りではないということは、どのような字形で書いてもいいということでしょうか。

**A** そうではありません。読む人を気遣って、整った読みやすい字形で書くように配慮することは大切です。ただ、正誤の判断とは別の問題である、ということです。

文字によるコミュニケーションでは、その字であることが正しく伝わるように書いてあることが必要です。窓口で記入する書類などに、「楷書で丁寧に書いてください。」といった注意書きが見られることがあるように、漢字による情報伝達をより円滑なものとするためには、

読む側への配慮に基づき、意図したとおりに正しく読み取ってもらえるよう書く必要があります。そのような場合には、整った読みやすい字形で、丁寧に書くよう努めるべきです。

また、「文化としての手書き」という観点から言っても、美しさや巧みさに配慮して文字を書くことが欠かせない場合があるでしょう。漢字に関わる検定などにおいても、それぞれの目的によっては、正誤とは別の評価や価値付けが重視されることがあるかもしれません。

したがって、字体が読み取れる字であれば、どのような書き方をしてもよいということをおおとして言っているわけではありません。整い方、丁寧さ、美しさ、巧みさなどに配慮して文字を書くことが大切な場合があることを踏まえた上で、しかし、これらの評価や観点は、正誤の判断とは別のものなので、混同せず区別して考えましょうというのが、当指針の考え方で

### Q37 一定の字形を標準とする場合の正誤の判断

ある字形を推奨し、それを正誤の判断基準にすることは、テストの採点などをはじめ、一般的に行われていることと思います。正誤を判断する場合に、一定の字形を標準にすることも避けるべきでしょうか。

**A** 漢字の正誤の判断においては、推奨される一定の字形だけを正しいものとするのではなく、その漢字の骨組みがあるかないかに着目した柔軟な評価が望まれます。

漢字については、一定の字形が標準として推奨される場合があります。その理由としては、発達段階に応じた教育的効果や情報交換の効率化が期待される点、倣って書くことで整った読みやすい字を表しやすい点などが挙げられるでしょう。(→Q24)

しかし、評価対象の字形が推奨される字形と違っていただけで、誤った文字であるとは判断できません。例えば、以下に挙げるものは、常用漢字表の考え方において、いずれも誤りであるとは言い難い手書き文字の字形の例です。

常用漢字表の 掲出字形	骨組みに過不足がなく、誤りとは言えない手書きの字形の例
木	木 木 木 木
女	女 女 女 女
言	言 言 言 言
改	改 改 改 改

一定の字形が推奨される場合であっても、それに倣うことを重視する余りに、本来は直接関係のない正誤の判断にまで影響することがないように注意しましょう。

⇒**参照** 第1章2[P.7]